○農林水産省告示第六百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県三好市東祖谷樫尾五五二の一、五五二の二、五五四の二、五五四の四、五五八、五五八の二、五六〇の一、五六〇の四、五六一、五八九の一、六三六の一から六三六の三まで、六三七の一から六三七の三まで、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市脇町字梨子木二六一から二六四まで、二六六から二六九まで、二七〇の一、二七〇の二、二七一、二七四から二七六まで、二八〇から二八三まで、二九一

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市美郷字大鹿八三、一二四、一二六、一二九、一三一、一三二、一九三、一九五の一、一九七、二〇五の一、二〇七、二〇九、二一〇、二一二〇の一から二一二〇の三まで、二二〇の五、二二四の一（次の図に示す部分に限る。）、字来見坂二五、六四、字木屋浦一三七、二二九の一、二四二の一、二四二の二、一九五、字東山峠一四六、二三二、二三三の一、字栩谷一七一、二七二、二七六・二七七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字中谷六四の一、六四の二、六六の一、六七、八五、一三五の一、字大平一二二、一二三の一、一二五、一二六の二、一二八、二一五、二一六、字古井一六から一八まで、一四〇の二、一四二の一、一四二の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大鹿八三、一二四、一二六、一二九、一三一、一三二、一九三（次の図に示す部分に限る。）、一九五の一、一九七、二〇五の一（次の図に示す部分に限る。）、二〇七、二〇九（次の図に示す部分に限る。）、二一〇、二一二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、二二〇の二、二二〇の三、二二四の一、字来見坂二五、六四、字木屋浦一三七、二二九の一・二四二の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二五二、三三二（次の図に示す部分に限る。）、字月野三一、一九五、字東山峠一四六・二三二・字栩谷一七一・二七二・二七六・二七七・字中谷六四の一・六七・八五・一三五の一・一二六の二・一二八・二一五・二一六（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）、字古井一六から一八まで、一四〇の二、一四二の一、一四二の二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び吉野川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県那賀郡那賀町東尾字いちが谷一の一、字岡一九五の二、一九六の二、一九七の一、二〇〇の一、二〇一から二〇三まで、字坂本一一三、一一三の三、一一九から一二五まで、一二六の一から一二六の三まで、一二九の三、大戸字荒瀬七の二、七の三、八の一から八の三まで、九の一、水崎字後谷一の一から一の三まで、二の一から二の六まで、三の一から三の五まで、四の二から四の五まで、五の三、六の三、七の二、字葛ケ谷一、二の一、二の二、四の一、四の二、六、七、八の一、八の二、九から一一まで、字高畑一の二、字トチ谷一、三、五、六、深森字中谷五の二、五の三、六の一から六の三まで、七の一から七の六まで、九、川俣字ソヲ二四の一、丈ケ谷字平薮谷一四、五一、海川字北山一二七の二、一二八、一三一、一三五、沢谷字樫平一三の三、字釜ケ床一の一から一の三まで、三、一六の一、字上霜影二の一、二の二、三、四の一から四の四まで、字菊千代二の一、二の二、三の一、三の二、四の一、四の二、五から八まで、九の一、字下霜影一・二・三の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三の二、四の一・四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六の一、六の二、九の一、字ナル小屋一から五まで、字焼山二、三、四の一から四の三まで、字ワリ谷一から四まで、小畠字樒谷一の一、一の二、一の六から一の一まで、一〇から一三まで、一七の二、一八の二、一九、二三の一、二三の五、川成字ヲレ合一一の一から一一の五まで、一二の三、岩倉字しもあれ一六の三、一六の九、一六の一一、二〇の一、二〇の二、二〇の一一、二四の一、二四の二、二四の四、二四の六から二四の一五まで、二六の一、二八の一、二八の三、二八の四、二八の六、字イシカ谷二五の八、三五の九、三六の二、三六の四、三七の一、三八の一、四二の一から四二の四まで、四三、四四の一、四四の二、四五の一から四五の三まで、字下南山四、五、六の一、七の一、八、字槍戸一の四、一の六から一の一〇まで、一の一二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び那賀町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年三月六日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県吉野川市美郷字月野三〇の二、三二の二、三二の三、一九三、字東山峠一八九、一九三、一九六、字栩谷七から一〇まで、一三、一五から一七まで、一九、二二五、二七一、三八三、三九六、四〇一、四〇二、字殿河四五、九一の一、一九八の二、二一九から二二二まで、二二三の一、二三五の二、三九、四一、八一、八二の一、字一野山六六、字大平一二三の二、一四六、一七九の一、字古井一四三、一四六の二、字田平八二、八八、九〇、二三二の二、二七九の一、二八〇、二八一の一、二八二、二八九の一、二八九の二、二九二